平成２３年（フ）第２８３号
茨城県石岡市鯨岡410番地２
債務者　上野　　忠
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第５１号
新潟県上越市大字夷浜254番地
債務者　大島　洋子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第７１号
新潟県上越市大和６丁目３番23―246号　県営今泉住宅２棟246号
債務者　植木　千鈴（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第７９号
新潟県上越市三和区神明町1182番地68
債務者　佐藤　　薫
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第８４号
新潟県上越市三和区窪214番地
債務者　金井　正憲
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第１４０号
富山県高岡市蓮花寺679番地　ベルクレール蓮花寺208号
債務者　宮内　直美（旧姓倉本）
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第４５６号
金沢市北安江４丁目２番28号
債務者　池森　　大
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４６６号
金沢市北安江４丁目２番28号
債務者　池森　豊子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１４２１号
名古屋市守山区天子田１丁目919番地の１
債務者　松村　良将
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３４１号
愛知県半田市瑞穂町５丁目５番地の５
債務者　森田　武次
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３４２号
愛知県半田市瑞穂町５丁目５番地の５
債務者　森田奈諸子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３７７号
名古屋市南区観音町８丁目28番地
債務者　三次不二夫
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４９７号
愛知県愛知郡長久手町根の神616番地　サンパティーク103
債務者　杉元　博子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６６号
愛知県豊川市平尾町下藤井18番地の１　平尾住宅４棟102号
債務者　大須賀利男
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２５７号
愛知県豊橋市植田町字西ヶ谷97番地
債務者　平井　敬昌
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３０１号
愛知県豊橋市植田町字西ヶ谷97番地
債務者　平井　康予
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２８９号
兵庫県相生市若狭野町八洞210番地の５
債務者　溝渕　召子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５５３号
兵庫県高砂市米田団地４番308号
債務者　飯塚健太郎
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部